

委員長	事務局長	事務局次長	選挙係長	書記
令和3年 第10回 南区選挙管理委員会 会議録				
1 開催年月日	令和3年7月20日（火）			
2 開閉会時刻	10時00分開会 10時30分閉会			
3 場 所	南区選挙管理委員会室			
4 出席委員	光安委員長、中村委員、小宮委員、高向委員			
5 事務局職員	横内事務局長、山口事務局次長、松吉選挙係長、 藤嶋書記、芥川書記、増岡書記			
6 傍聴者	なし			
7 議 題	(1) 議案			
	議案第41号 選挙人名簿から抹消する者について			
	議案第42号 在外選挙人名簿から抹消する者について			
	議案第43号 在外選挙人名簿に登録する者について			
	議案第44号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について			
	(2) 報告事項			
	特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等の施行について			
	(3) その他			
	① 期日前投票所について			
	② 今後の委員会開催予定日時について			
	・令和3年8月20日（金）午前10時00分			
	・令和3年9月1日（水）午前10時00分			
8 議事次第（○：出席委員、▲：事務局）				
(1) 議案	議案第41号から44号について、原案のとおり可決された。			
(2) 報告事項	事務局から資料の説明・報告を行った。			
(3) その他	今後の委員会の開催日時は、資料記載のとおり決定した。			
【質疑等】				
○	報告事項について、保健所等から交付された外出自粛要請等の書面を請求書と併せて送付するようになっているが、書面を用意することはできるのか。			
▲	万が一、まだ書面が交付されていない等の事情がある場合は、理由を付してその旨を申し出			

いただければ、請求は可能。請求を受けてから、保健所等へ対象者であるか確認する。
○ 請求はいつからできるようになるのか。
▲ 他の不在者投票制度と同様である（選挙執行日が確定してから区選管において請求を受け付ける）。
○ 対象者（新型コロナウイルス感染症で自宅療養等をしている方）はどのくらいになるのか。
▲ 感染状況によるため一概には言えないが、保健所において日々把握している。
○ 特例郵便等投票ができるのは新型コロナウイルスの感染者だけか。
▲ その通りである。
○ 選挙人名簿閲覧の際に、閲覧者の本人確認として、区選管では免許証等の写しを取ったと聞いたが、法令では提示するとされており、写しを取る必要はないのではないか。
▲ 本人確認した事をきちんと残しておく方がよいと考え、相手方への了承を得た上で写しを取ることとしていたが、その確認が不十分であった。今後、免許証等の写しを取る場合には相手方の了承をきちんと得た上で行うなど、慎重に対応していきたい。